

・教育委員会窓口へ

引越後、都合により前の学校に通う場合、手続きが必要ですので教育委員会にご連絡ください。

問い合わせ▶教育委員会 ☎ 82-3791

## 就学援助費制度

経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、就学援助を行います。

### 対象者

- ・生活保護法による保護の停止または廃止された家庭
- ・保護者の職業が不安定で生活が困難と認められた方等

### 内容

学用品、修学旅行費等、小・中学校で必要な費用の一部

### 申請時期

4月中旬～6月末(この期間以外でも随時受付をしますが、認定月は変わります。)

### 持ち物

就学援助費給付申請書(5月初旬に各家庭に配布)

### 申請

通学している学校に、経済状況・生活状況等をご相談ください。申請書に、申請理由等(就学が困難な理由)必要事項をご記入のうえ、通学している学校へ提出してください。

問い合わせ▶教育委員会 ☎ 82-3791

## 教育支援センター (適応指導教室)

学校に行けない、行くのがつらい、集団に入りにくい等で、つらい思いをしていませんか。ありのままの自分でいられる場所で、ゆっくりと気持ちを楽しませてみませんか。教育支援センター(適応指導教室)では、心理的・情緒的な理由で学校に行けない子ども(小・中学生)たちを対象に、子どもたちの通級を受け入れています。また、不登校等で悩んでいる子どもや保護者、先生を対象に面接相談や電話相談も行っています。不安に思っていることや困っていること等をお聞かせください。子どもたちの健やかな成長を願って、一緒に考えさせていただきます。

問い合わせ▶奥伊勢教育支援センターおくいせ教室  
(佐原1019番地 就業改善センター内) ☎ 82-3901

▶教育委員会 ☎ 82-3791